

CSRサプライヤーガイドライン

1 遵法・調達倫理	1-1. 法令・ルールの遵守	日本、関係各国の法令、社会ルールを遵守し、事業活動を行う
	1-2. 契約の履行	取引先と交わした契約を履行し、事業活動を行う
	1-3. 知りえた情報の機密保持	取引先から受領した機密情報を適切に取扱い、保護する
	1-4. 取引先との信頼関係構築	公平・公正な取引、適正な情報公開を通じ、信頼関係を構築する
	1-5. 不正行為の排除	ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない
	1-6. 知的財産の尊重	他者の知的財産権を侵害しない
	1-7. 優越的地位の乱用禁止	優越的地位を乱用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わない
	1-8. 汚職・賄賂などの禁止	政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などは行わない
	1-9. 情報公開	ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う
2 環境配慮	2-1. 環境に配慮した原料調達の推進	自然環境への影響を可能な限り最小に抑えた原料の調達を目指す
	2-2. 持続可能性、生物多様性、生態系への配慮	持続可能性、生物多様性、生態系への影響の把握に努め、必要な改善を進めていく
	2-3. 資源、エネルギー等の循環利用	省資源、省エネルギーの自主目標を設定し、継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る
	2-4. 二酸化炭素排出量削減	二酸化炭素排出量削減を実行するための自主目標を設定し、継続的削減を図る
	2-5. 廃棄物削減	最終廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、継続的削減を図る
	2-6. 化学物質の管理	製造工程で取り扱う、所在国の法令等で指定された化学物質を管理する
	2-7. 環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムを構築し、また運用する
	2-8. 地域社会への環境影響抑制	騒音、振動、臭気、排水、漁業規制などに関する所在国の法令等を遵守し、必要な対策を講じていく
	2-9. 環境保全活動の情報開示	環境活動の成果について、必要に応じ開示する
3 人権配慮	3-1. 強制労働、児童労働の禁止	強制された労働を行わせない。就業年齢に満たない児童を雇用しない
	3-2. 従業員の非人道的取扱いの禁止	従業員の人権を尊重し、虐待やハラスメントをはじめとする苛酷で非人道的な扱いを禁止する
	3-3. 従業員の団結権尊重、労働安全衛生管理	従業員団結権を尊重し、職場の労働災害、労働疾病リスクを把握し、対策を講じる
	3-4. 労働契約の締結	現地法令に基づき、従業員と労働契約を締結し雇用する
	3-5. 差別の禁止	現地の文化を尊重し、人種、民族、国籍、宗教、障害などを理由に求人、雇用、報酬など処遇における差別をしない
	3-6. 適正な給与の支払い	現地法令に基づき、従業員の勤務実態に応じた適正な賃金を支払い、不当な賃金減額を行わない
	3-7. 労働時間の管理	法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する
	3-8. 労働環境の整備	従業員の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する
	3-9. 従業員の健康管理	従業員の健康状態を把握し、適切な健康管理を行う
	3-10. 災害・事故発生時の緊急対応	生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定し、緊急時の対応策を準備し、職場内に周知徹底する
	3-11. 従業員への教育	労働安全に関する教育・訓練を実施している
4 お取引先様との協働	4-1. ビジネスパートナーとしての協働	重要なビジネスパートナーとして取引先と密接に協働する
	4-2. 調達方針へのご理解、ご支援	取引先に本調達方針をご理解いただき、支援と協力を仰ぐ
	4-3. ご提案への対応	取引先からの様々なご提案を真摯に検証、検討する
5 品質・安全性確保	5-1. 製品安全性の確保	日本、関係各国の法令、社会ルール、取引先要求水準で求められる品質、安全性基準を満たす
	5-2. 品質マネジメントの運用	品質マネジメントシステムを構築し、また運用する
	5-3. 従業員への教育	従業員に対して製品の品質・安全性に関する教育・訓練を実施している
	5-4. フードディフェンス	適正なフードディフェンス対策を講じている
6 情報セキュリティ	6-1. ネットワーク上の脅威への取り組み	コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じ、自社及び他社に被害を与えないように管理する
	6-2. 個人情報の保護	顧客、第三者、従業員の個人情報を適切に管理・保護する
7 社会貢献	7-1. 社会・地域への貢献	国際社会、地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う